

「社会保障制度改革」の道筋
 ~持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案~

法案(プログラム法案)の趣旨

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定。(平成25年8月21日)
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示されることとなる。

法案に基づくスケジュール

平成26年度(2014年度)

医療

- ▼ 国民健康保険は、保険者を市町村から都道府県に移行。
- ▼ 国民健康保険の賦課限度額引き上げ。
- ▼ 後期高齢者支援金の全面総報酬割を導入。

平成29年度までに
順次措置

平成26年度実施予定

- ▼ 70~74歳の医療費窓口負担を、本則の2割負担へ。
- ▼ 国民健康保険料、後期高齢者医療の低所得者の負担軽減。
- ▼ 高額療養費の自己負担上限額見直し。
- ▼ 難病対象疾患の拡大と、都道府県超過負担の解消。
- ▼ 病床機能報告制度の導入。

平成27年度(2015年度)

介護

- ▼ 介護保険の高所得者の介護費自己負担を2割に引き上げ。
- ▼ 低所得者の介護保険料軽減措置を拡充。
- ▼ 介護予防は保険適用から、市町村事業へ移行。
- ▼ 補足給付(資産要件)、特養入所対象者(要介護3以上へ)の見直し。

平成28年度(2016年度)

医療

- ▼ 地域医療ビジョンの策定。

平成29年度(2017年度)

その他着実に実施する事項

少子化

- ▼ 子ども・子育て関連法の着実な実施。

年金

- ▼ 被用者保険の適用を拡大。
- ▼ 支給開始年齢の引き上げは中長期的な課題。
- ▼ 年金課税強化など高所得者の年金給付を見直し。

国の見直し(案)

70~74歳の患者負担特例措置の見直し

○ 70~74歳の者の患者負担は、現在、2割負担と法定されている中で、平成20年度から毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結している。

○ 高齢者医療制度改革会議 最終とりまとめ(平成22年12月20日) 一抄一

「新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする」⇒ 個人で見た場合、負担が増える人が出ないような方法

○ 社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日) 一抄一

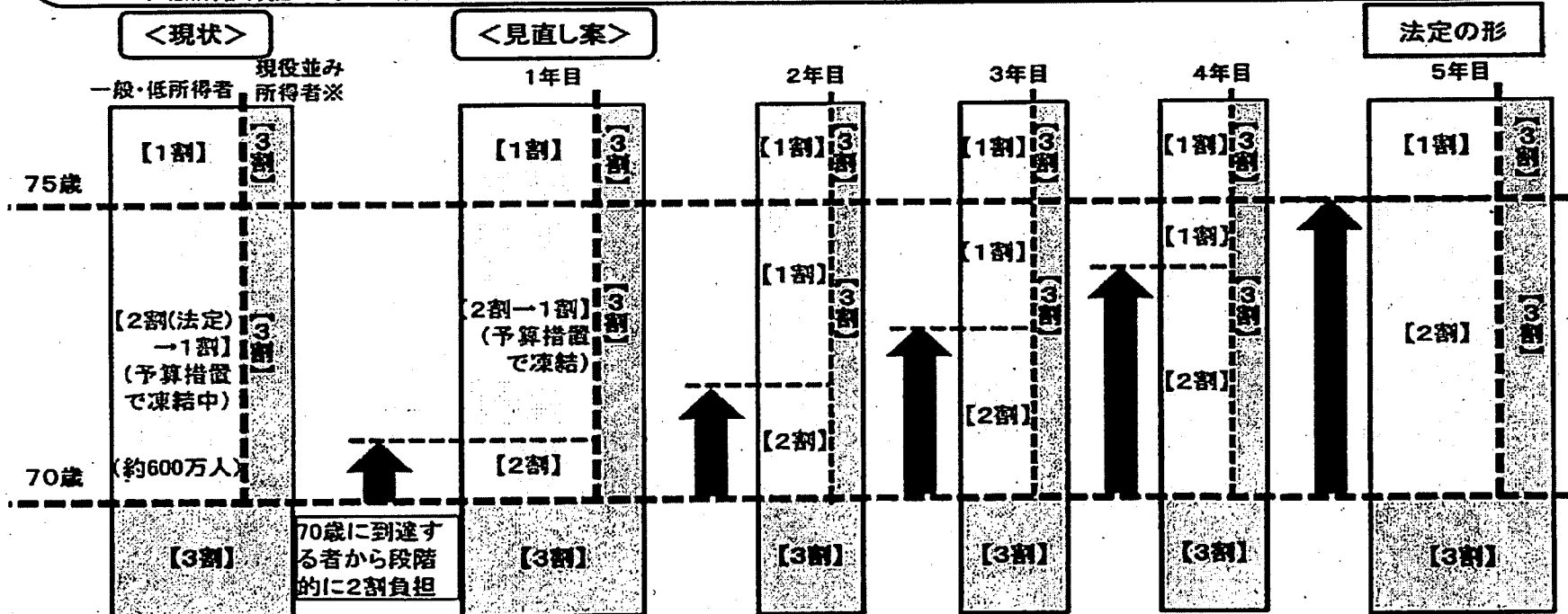
暫定的に1割負担となっている70~74歳の医療費の自己負担については(略)、世代間の公平を図る観点から止めるべきであり、政府においては、その方向で、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」のとおり「早期に結論を得る」べきである。その際は、低所得者の負担に配慮しつつ、既に特例措置の対象となっている高齢者の自己負担割合は変わらないよう、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当である。

○ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子(平成25年8月21日閣議決定) 一抄一

(6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

④ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担との観点からの高年齢委員の見直し



※ 現役並み所得者
 国保世帯: 課税所得145万円以上の70歳以上の世帯保険者がいる世帯、被用者保険: 標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者
 (ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合は除く)

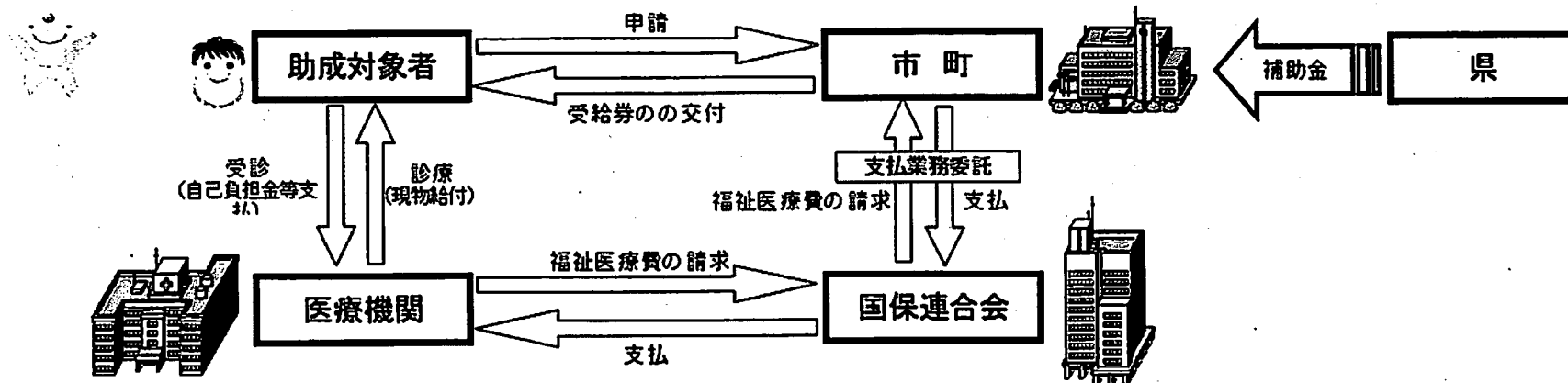
福祉医療制度とは

福祉医療制度の仕組み

助成対象者にあらかじめ受給券を交付し、助成対象者が医療機関を受診した際の医療費の本人負担分(自己負担金分を除く)について、福祉医療費として医療機関からの請求に基づき市町が支払い、県は市町に助成するもの。

助成対象者は、医療保険各法等に基づく本人負担分(医療費全体の1割～3割)のうち、福祉医療費助成制度による自己負担金分を医療機関に支払うことにより、医療サービス(現物)を受ける(給付)ことができる。

福祉医療費助成制度(現物給付)の仕組み



65～69歳老人(低所得老人)

受給要件:65歳から69歳で市町村民税非課税世帯の老人

所得制限:市町村民税非課税

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

[医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成]

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度) 対象者: 5,363人(月平均助成対象者)
補助基本額:301,479千円(県1/2、市町1/2)

ひとり暮らし高齢寡婦

受給要件:65歳から69歳で、ひとり暮らし寡婦に該当する者

所得制限:老齢福祉年金の所得制限を適用 <197.5万円>

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

[医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成]

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度) 対象者: 100人(月平均助成対象者)
補助基本額:7,700千円(県1/2、市町1/2)

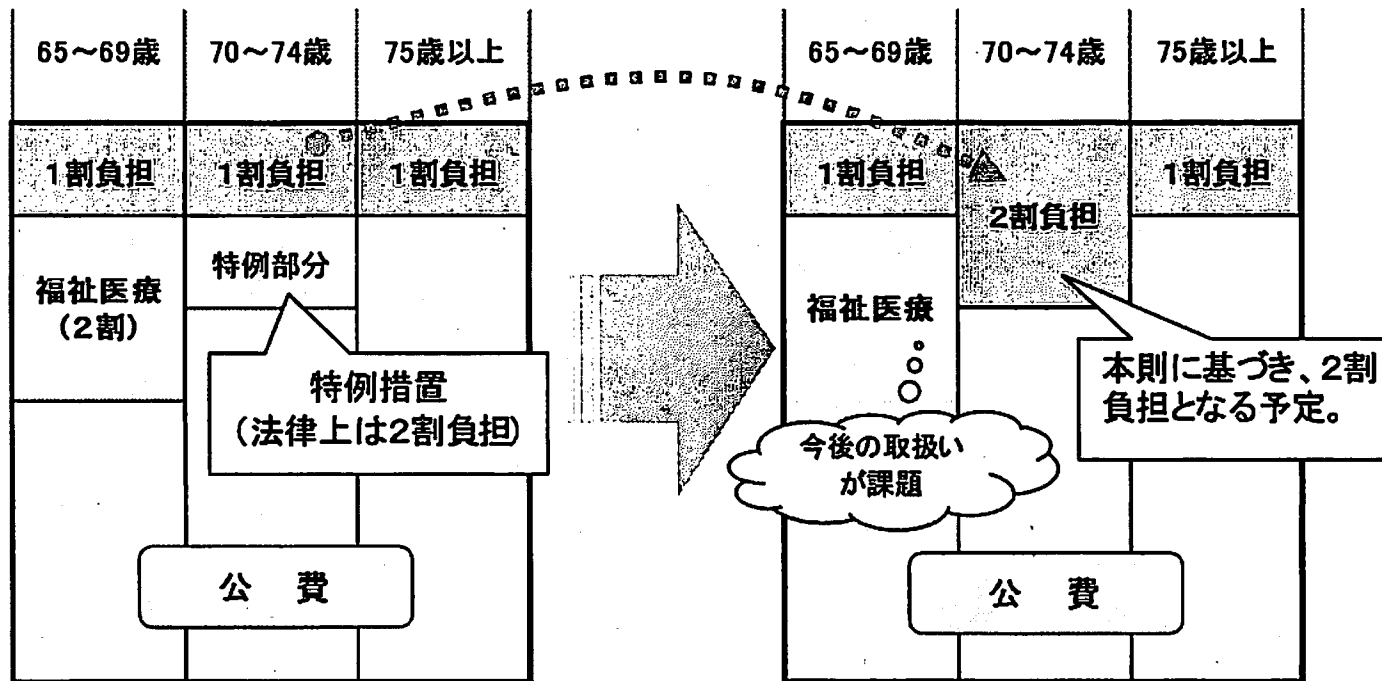
社会保障制度改革に伴う影響

— 70～74歳の医療費窓口負担(1割)を、本則の2割負担へ —

低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦の医療費負担

現 行

国の見直し後



現制度では、国の見直し後、70歳～74歳の期間のみ2割負担(その前後は1割負担)となり、年代間での不整合が生じることとなる。